

保護者様

芦屋学園中学校・高等学校
校長 石川 宗孝

「警報発令」時の休校措置について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動にご理解とご協力いただき感謝しております。まん延防止等重点措置による効果も薄く、再び緊急事態宣言が発令されない状況に恐々とさせられています。新年度が始まり一週間、少しずつ新しい環境に慣れてきたことかと思いますが、今後とも感染対策へのご協力をお願いします。

さて、見出しのことにつきまして、「警報発令」時の休校措置について改めて連絡させていただきます。警報は「兵庫県南部」や「阪神」という大きなくくりとともに、『市町』単位でも発令されます。インターネットやテレビ等で二通りの表示がなされる場合がありますが、下記の点について確認いただき、お間違えのないようお願いいたします。

記

- (1) 午前7時現在、阪神・芦屋市のいずれかに暴風警報、大雨警報（洪水警報）、大雪警報のいずれかが発令されているときは自動的に臨時休校とし、家庭学習とする。

※【休校の場合】は、『子ども安全連絡網』で保護者に連絡するとともに、『ホームページ』にも掲載します。

※阪神地区【神戸市・芦屋市・尼崎市・伊丹市・川西市・三田市・宝塚市・西宮市・猪名川町】

- (2) 午前7時現在、生徒の居住地に警報発令の場合、また次の場合は登校しなくてもよい。

①居住地の府県市教育委員会が管内の公立学校へ休校の指示を出している場合。

②保護者が居住地の状況を生徒の登校に危険であると判断した場合。

- (3) 午前7時までに警報が解除された場合は、授業を行うので登校する。

※この際の遅刻は公認扱いとします。

午前7時以後警報が解除された場合は、臨時休校とし、家庭学習とする。

- (4) 「生徒手帳」及び「新入生のてびき」を参照のこと。

【地震などによる緊急災害時の場合】

- (1) 午前7時現在、J R京阪神地区・阪急電車・阪神電車のいずれかが運転を見合わせている場合は自宅待機とする。

- (2) 保護者が生徒の登校に危険であると判断した場合も自宅待機とする。

※休日のクラブ活動については、自宅待機の上、顧問から連絡いたします。